

## 保守（メンテナンスサポートサービス）内容・・・Cworks Shop用

■下記2種類の保守よりご選択いただきます。

複数本の場合は組み合わせることも可能です。

保守解約等に関しては次頁以降へ記載しておりますので、合わせてご確認ください。

### 1. シーワークスシステム保守

システムに対する質問対応（1回あたり15分以内を想定）、不具合対応及び下記の対応。

- ・残講習時間の有効期限を保守期間内で延長
- ・各種有償サービスの対応
- ・WEBから最新版システムのご提供※  
（※最新版のCD配布サービスは、希望者へ別途有償にて対応となります。）

保守費用 年間 42,000 円（税別）

年間 45,000 円（税別）・・・更新時 CD 送付希望の場合

保守費用はライセンス本数分必要となります。

### 2. シーワークスダウンロード保守

WEBから最新版システムのご提供及び下記の対応

（ダウンロードサービスのみで質問対応等を行いません）

- ・残講習時間の有効期限を保守期間内で延長
- ・各種有償サービスの対応
- ・WEBから最新版システムのご提供※  
（※最新版のCD配布サービスは、希望者へ別途有償にて対応となります。）

保守費用 年間 30,000 円（税別）

年間 33,000 円（税別）・・・更新時 CD 送付希望の場合

保守費用はライセンス本数分必要となります。

## ■保守期間中の有償サービス対応について

保守期間中は、下記の有償サービスをお申込みいただくことが可能です

- ・セットアップ、リモート講習、訪問講習、最新版 CD 発送、ライセンスキー破損時の交換等

## ■保守の解約について

1年更新となりますので、更新の1ヶ月前までに解約希望をお申し出いただければ、解約とさせていただきます。《保守解約時の注意点》残講習時間がある場合、全て破棄となります。

## ■保守解約後の再開について

保守解約後に保守の再開を希望される場合は、さかのぼって更新対応をさせていただきます。

ただし、解約後5年未満の再開のみの対応とさせていただきます。

解約後5年以上経過している場合は保守の再開申し込みすることはできません。

## ■保守の途中加入について

初年度より保守を申し込みしていない場合も、ご購入5年未満の場合は、さかのぼって保守の更新対応をさせていただきます。

ご購入後5年以上経過している場合は保守の申し込みすることはできません。

## ■ダウンロード保守からシステム保守へ切替を希望される場合

年間の差額費用にて可能となります。次年度もシステム保守の継続をお願いします。

## ■システム保守からダウンロード保守へ移行を希望される場合

翌年度より可能となります。年途中での切り替えや返金対応はできません。

## ■保守対応時間

平日 9:00～17:00

※夏期休業、年末年始休業等の弊社が定める休業日を除きます

以上

# シーワークスシステム保守（通称メンテナンスサポート）契約書（内容確認用）

## 第1条（目的）

甲は、本契約に基づき、第2条に定める甲のシステムの保守に関する業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条（対象システム）

本契約に基づく保守業務（以下「本件業務」という。）の対象となるシステム（以下「本件システム」という。）は次の各号の内、購入したシステムとする。

- （1）修繕拾い出し集計システム
- （2）建築施工図 CAD システム
- （3）型枠加工帳 CAD システム

## 第3条（本件業務の範囲）

本件業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- （1） 電話、メール、リモートでのサポート（不具合対応、質問対応含む）
- （2） 最新バージョンの提供（ダウンロード対応）
- （3） 各種有償サービスの提供（セットアップ、リモート講習、訪問講習、最新版 CD 発送、ライセンスキー破損時の交換等）

## 第4条（本件業務の対応時間）

乙の本件業務の対応時間は、次のとおりとする

09:00～17:00

但し、土日祝日の他、年末年始など、乙の指定する休日を除くものとする。

## 第5条（契約期間）

本契約の有効期間は までとする。期間満了1か月前までに甲乙いずれか一方より相手方に対して書面による別段の意思表示がない限り、本契約は同一条件をもってさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### 第6条（本件業務の対価）

甲は、乙に本件業務の対価として、別途、定められた年額金を支払うものとする。

#### 第8条（譲渡禁止）

甲は、本契約を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

#### 第7条（契約の解除）

乙は、乙の社内規定に照らし合わせ、今後シーワークスシステム保守の継続が難しいと判断した場合、契約を解除できるものとする、なお、その際は、残りの契約月数分の費用を返金するものとする。

（以下、余白）

本契約成立の証として、甲乙記名のうえ、乙がPDFデータを作成し、各自データ保管する。

# シーワークスダウンロード保守 契約書（内容確認用）

## 第1条（目的）

甲は、本契約に基づき、第2条に定める甲のシステムの保守に関する業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条（対象システム）

本契約に基づく保守業務（以下「本件業務」という。）の対象となるシステム（以下「本件システム」という。）は次の各号の内、購入したシステムとする。

- （1）修繕拾い出し集計システム
- （2）建築施工図 CAD システム
- （3）型枠加工帳 CAD システム

## 第3条（本件業務の範囲）

本件業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- （1） 最新バージョンの提供（ダウンロード対応）
- （2） 各種有償サービスの提供（セットアップ、リモート講習、訪問講習、最新版 CD 発送、ライセンスキー破損時の交換等）

## 第4条（本件業務の対応時間）

乙の本件業務の対応時間は、次のとおりとする

09：00～17：00

但し、土日祝日の他、年末年始など、乙の指定する休日を除くものとする。

## 第5条（契約期間）

本契約の有効期間は までとする。期間満了1か月前までに甲乙いずれか一方より相手方に対して書面による別段の意思表示がない限り、本契約は同一条件をもってさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### 第6条（本件業務の対価）

甲は、乙に本件業務の対価として、別途、定められた年額金を支払うものとする。

#### 第8条（譲渡禁止）

甲は、本契約を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

#### 第7条（契約の解除）

乙は、乙の社内規定に照らし合わせ、今後シーワークスシステム保守の継続が難しいと判断した場合、契約を解除できるものとする、なお、その際は、残りの契約月数分の費用を返金するものとする。

（以下、余白）

本契約成立の証として、甲乙記名のうえ、乙がPDFデータを作成し、各自データ保管する。